

政策提案書

2016年 11月 9日

(宛先) 茅ヶ崎市長 服部信明様

住 所
提案代表者 氏 名
電話番号

次のとおり政策の案を提案します。

市民の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市内在住 <input type="checkbox"/> 2 市内在勤、市内在学、市内で事業活動等又は市に納税
勤務先、学校名、事業活動等の内容等	
提案する政策の名称	自然環境の保全に関する担当課の変更及びそれに伴う機構改革について
現状の課題、問題点	<p>今回みどりの保全等に関する条例が議会を通過しました。その中で、特に茅ヶ崎市が目玉としている制度として、保全地区があります。また、その保全地区及び特別緑地保全地区や保存樹林の保全に関し、行政だけでは保全が困難であるため、市民団体を認定し、地権者や行政と協定等を結び、保全活動を行うことが示されています。</p> <p>これはどの課が行うのでしょうか。</p> <p>今回この条例を策定したのは景観みどり課ですが、その課が具体的な自然環境の保全のための予算を持っていないのが現状です。今のままでは、景観みどり課が特別緑地保全地区や保全地区等を指定し、その後、その地域の保全のための予算の積み上げや具体的な業者等への委託は、今後も公園緑地課が行うこととなります。</p> <p>しかし、その場所で保全活動している市民団体や地権者などは、景観みどり課と交渉しているために、行政同士は元より、実施課である公園緑地課と市民とのお互いの意思の疎通がかけ、信頼関係は崩れており、ほんとうに必要な対策が打たれないのが現状です。</p> <p>具体的な事例として、清水谷を上げてみます。</p> <p>最初に特別緑地保全地区に指定された「清水谷」は、既に指定から4年以上が経過しています。保全管理は、「清水谷を愛する会」と茅ヶ崎市が協定を結んで実施されており、清水谷の保全管理計画も策定されています。この保全管理計画に則り、担当課である景観みどり課と「清水谷を愛する会」は定期的な打ち合わせや現地での保全に関する検討を行っております。その年度に実施してほしい施策等は重要度を考え、要望を行って、了解し合っていると考えていました。しかし、実際に具体的な保全施策を実施してくれるのは、予算を持っている公園緑地課です。公園緑地課は清水谷の保全活動に対する予算は積算していないために、年間の計画的な施策の実施がされ</p>

	<p>ず、他の場所に使った予算の関係で、実施される施策が毎年年度末になっています。これでは十分な保安全管理や市民団体との協力体制は構築されることが不可能と考えます。</p> <p>現在の機構改革時にすでにこのような事態は想定されていましたが、服部市長が「まずはやってみましょう。齟齬が生じたら、すぐに変えたら良いのですから。」と言われました。</p> <p>危機的状況にある自然環境を保全するためには、行政と市民とが協力し、総合的な対応をすることが今最も求められています。</p>
提案する政策の内容	<p>自然環境の保安全管理に関しては、計画・施策の推進・実施、評価の各段階をすべて同じ担当課が行うべきであると考えます。</p> <p>そのために、現在の環境政策課の計画及び推進・評価の部分と、景観みどり課が実施している施策の推進及び市民との協力関係の構築と、公園緑地課が行っている予算を伴う具体的な自然環境の保全に関する事業を一緒にできる担当課を設置することを提案します。</p> <p>総合計画を基に現在の機構が出来ているため、総合計画が改訂される平成 32 年を目安にしっかり機構改革が出来るよう、今から関係する市民とともに検討に入ってください。</p> <p>また、その機構改革が行われるまでは、予算を持っている公園緑地課に自然環境の保全に関する具体的な施策が打ち出せる専門的な能力のある職員を配置し、環境基本計画やみどりの基本計画を推進するため、市民等との連携をすることを業務内容に入れるよう、提案します。</p> <p>それが出来ないならば、景観みどり課に特別緑地保全地区の保全活動等に関する予算を配分することを提案します。</p>
予想される効果	<p>少なくとも、環境基本計画やみどりの基本計画の施策の推進が総合的な観点で企画・実施され、これから自然環境を保全してくれる市民団体との関係もスムーズに行われ、行政だけではできない自然環境の保全が実施されると考えます。</p>
必要な費用	なし。

- 備考
- 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 - 2 「市民の区分」欄は、茅ヶ崎市内に在住する場合は、□1にレ印を記入し、茅ヶ崎市外に在住する場合は、茅ヶ崎市内に在勤し、若しくは在学し、市内で事業活動等を行い、又は茅ヶ崎市に納税しているときは□2にレ印を記入してください。
 - 3 「市民の区分」欄の□2にレ印を記入したときは、「勤務先、学校名、事業活動等の内容等」欄に、勤務先、学校名、事業活動等の内容等を具体的に記入してください。
 - 4 「現状の課題、問題点」欄は、問題となっている事項、課題、その背景、考えられる原因等について記入してください。
 - 5 「提案する政策の内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 - 6 「必要な費用」欄は、提案する政策を実施するのに必要と見込まれる費用（概算でも可）を記入してください。
 - 7 この用紙に記入しきれないときは、必要に応じて別紙を使用してください。
 - 8 政策提案者署名簿（第3号様式）を添付してください。